提供日 2024/2/27

タイトル 本学教員間のパワー・ハラスメント事案に係る懲戒処分

担 当 静岡県公立大学法人 静岡県立大学

経営戦略部長

電 話 054-264-5207



本日、本法人は、下記の懲戒処分を実施しましたので、公表します。

記

1 処分年月日 令和6年2月27日

2 処分量定 戒告

3 部局名 看護学部

4 職位 教授

5 年齢 60 歳代

6 性別 女性

7 事件概要 被処分者は、令和3年8月から9月にかけて、看護学部に所属

する教員(助教)に対し、強い口調や不適切な方法による指導、

不当な指示を行った。

これらの行為は、いずれもパワー・ハラスメントに当たるもの

と認められる。

<尾池和夫学長 コメント>

本学教員のパワー・ハラスメント行為により、被害にあわれた方と関係の方々に心よりお詫び申し上げます。

ハラスメントは、個人の人権を侵害する不当な行為であり、学生及び職員、関係者の修学、就労、教育又は研究のための環境を著しく損なう行為として、決して容認できないものであります。

この事態を重く受け止め、ハラスメント防止対策を強化し、大学の信頼を回復するよう努めてまいります。